医師意見書の作成が可能な市内の診療所

当該事業の申請のために受診する場合、次の診療所で医師意見書の発行を受けることができます。

※日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医または身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する指定医であれば、下表の掲載の有無や市内外に関わらず受診可能です。

※事前に予約が必要な場合があります。

※意見書作成料とは別に受診検査費用がかかります。

令和８年 10 月１日現在

診療所名	電話番号	住所
内田耳鼻咽喉科	0568-83-2933	町屋町 1-97
おくむら耳鼻科クリニック	0568-53-0087	高蔵寺町北 1-204-2
こばやし耳鼻咽喉科	0568-34-4133	朝宮町 1-1-3
坂井耳鼻咽喉科	0568-86-3300	西山町 3-15-6
耳鼻咽喉科まつだクリニック	0568-86-4133	篠木町 6-2-4
すぎやま耳鼻科クリニック	0568-35-7272	松新町 1-3　ルネッサンスシティ勝川１番街 3 階
たまいクリニック眼科・耳鼻咽喉科	0568-37-4001	熊野町字後田 1633-1
中村耳鼻咽喉科	0568-89-4187	春見町 43
はやかわ・すずきクリニック	0568-83-8777	柏原町 3-185
もりなが耳鼻咽喉科	0568-52-8733	出川町 2-31-6